

平成 29 年 8 月

平成 30 年度
税制改正等要望書

日本ワイナリー協会
理事長 代 野 照 幸

平成30年度税制改正等要望項目

要望1 ワインの酒税増税時における中小・零細 ワイナリーの救済策の充実強化

・・・・・・・・・・ 1 頁

ワインに係る酒税については、醸造酒類間の税率格差是正という名目で平成15年、平成18年の増税に続き、平成29年度税制改正においても平成32年、平成35年に増税されることになりました。

我が国の国産ワインの市場規模は小さく、国産ワイン製造者（以下「ワイナリー」といいます。）のほとんどが中小零細業者で、経営基盤は極めて脆弱のため、度重なる増税には対応できません。

また、チリやオーストラリア等とのEPA協定でボトルワインの関税が段階的に撤廃され、日・EUのEPA交渉においても関税が撤廃されることになった場合には、ワイナリーの経営に大きな影響を与えることは必至であります。

以上のような状況から租税特別措置法における中小特例措置の酒税の軽減措置を平成30年4月1日以降も継続の上、恒久的な制度ないしは長期的な延長とし、軽減割合の大幅な上積みにより、実質的に増税による負担がないような措置を講じられますよう強く要望します。

要望 2 ワインの低アルコール分のものに対する低額税率の適用

・・・・・・・・・・ 4 頁

現在の定額課税を、多様化する消費者ニーズに対応するため、アルコール分 8 度未満のものについて低額の税率適用区分を設けられるよう要望します。

要望 3 国産果実使用ワインに対する酒税の軽減税率制度の導入

・・・・・・・・・・ 5 頁

割高な国産果実を使用して製造したワインに対する酒税の軽減税率制度を導入されるよう要望します。

要望 4 ワイン等の関税の撤廃に当たっての中小ワイナリーへの配慮

・・・・・・・・・・ 6 頁

日本のワイン市場は輸入ワインが 7 割を占め、関税が即時撤廃された場合には中小ワイナリーの受けるダメージが大きいことから、ワイン等の関税撤廃に当たっては激変緩和のための配慮を要望します。

要望 5 流通市場における被災酒類及び変質等 酒類の酒税現地還付制度の導入

・・・・・・・・・・ 7 頁

流通市場の酒類販売業者の所持する酒類について、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を導入されるよう要望します。

また、廃棄する場合、廃棄処理施設の発行する廃棄証明書により、酒税の還付が受けられる制度を導入されるよう要望します。

要望 6 制度の簡素合理化

・・・・・・・・・・ 9 頁

酒税法を見直し、申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

要望 1 ワインの酒税増税に伴う中小・零細 ワイナリーの救済策の充実強化

〔要旨〕

ワインに係る酒税については、醸造酒類間の税率格差是正という名目で平成 15 年、平成 18 年の増税に続き、平成 29 年度税制改正においても平成 32 年、平成 35 年に増税されることになりました。

我が国の国産ワインの市場規模は小さく、国産ワイン製造者（以下「ワイナリー」といいます。）のほとんどが中小零細業者で、経営基盤は極めて脆弱のため、度重なる増税には対応できません。

また、チリやオーストラリア等との EPA 協定でポトルワインの関税が段階的に撤廃され、日・EU の EPA 交渉においても関税が撤廃されることになった場合にはワイナリーの経営に大きな影響を与えることは必至であります。

以上のような状況から租税特別措置法における中小特例措置の酒税の軽減措置を平成 30 年 4 月 1 日以降も継続の上、恒久的な制度ないしは長期的な延長とし、軽減割合の大幅な上積みにより、実質的に増税による負担がないような措置を講じられるよう強く要望します。

〔説明〕

- (1) 我が国のワイナリーは年間課税移出数量 1,000 kℓ未満の企業が 96% という中小・零細で、その多くが赤字・低収益企業であり、経営規模も小さく極めて脆弱な経営基盤であります。また、国産ワインの生産量は未だにピークの平成 10 年を下回っており、廉価な輸入ワインに市場を占められているのが実情であります。

このような状況下、長年に亘り良質なワインを提供してきたワイナリーのみならず、夢を抱いて起業した新しいワイナリーにとってもこれまでの度重なる増税や今後予定されている増税は経営上相当な負担となり、企業体力の弱体化を増幅させるだけであり、増税に対応できるものではありません。

- (2) 酒税法の改正において、ワインと清酒を醸造酒類と一括りにし、両者間の税率格差是正を旗印にワインが増税され、平成35年には税率格差の解消が予定されています。

ワインと清酒では、原料、製法、飲用形態等のいずれをみても明らかに異なります。

酒類の税率については、蒸留酒はアルコール度数課税が国際的に一般的ですが、醸造酒は各国の歴史、文化、産業構造等から独自の税率が採用されています。ワインの税率は国際的に概ね低く、イタリア、スペイン、ドイツでは無税、フランスでは極めて低い税率とされています。

致酔飲料で、かつ、醸造酒であるという点だけをとらえて同一に論じ、しかも増税により同水準の税率にするのは合理性がなく、極めて不適當といわざるを得ません。

- (3) 現在、ワインには、租税特別措置法により、前年度の課税移出数量が1,300 kℓ以下の中小零細ワイナリーには、その年度のワインの課税移出数量が200 kℓまで20%（1,000 kℓ超1,300 kℓ以下の場合10%）の軽減割合が適用されています。

このような中、今後、平成35年までに2回の増税

が実施されますと、納付額が 1.25 倍の大幅増税になります。

そこで、ワイナリーの経営実態やワイン業界を取り巻く環境を考慮され、また、平成 28 年 12 月の与党税制改正大綱で「果実酒の税率引上げに当たっては小規模な果実酒製造者に対する措置を検討する」旨が決定されていることを踏まえ、現行の酒税の軽減措置を恒久的な制度ないしは長期的な延長をしていただきますとともに、軽減割合を大幅に引き上げ、増税によるワイナリーの負担が実質的に増加しないような措置を講じられますよう強く要望します。

要望 2 ワインの低アルコール分のものに対する低額税率の適用

〔要旨〕

現在の定額課税を、多様化する消費者ニーズに対応するため、アルコール分 8 度未満のワインについて低額の税率適用区分を設けられるよう要望します。

〔説明〕

- (1) 近年消費者の嗜好は多様化し、これに呼応してアルコール分 3 度という低アルコール分のワインも市場に出回っており、今後この分野は拡大の傾向にあります。

これらの低アルコール分のものであっても通常のワインの税額（8 万円）の負担を余儀なくされており、アルコール分 3 度のワインと 12 度前後のワインが同額の酒税を負担しているのは、不均衡であり極めて疑問と言わざるを得ません。

- (2) 低アルコール分のワインの税負担の適正化を図り、多様化する消費者ニーズに対応することができるよう、低アルコール分（アルコール分 8 度未満）のワインについて、低額な税率適用区分を導入されるよう要望します。

要望 3 国産果実使用ワインに対する酒税の軽減税率制度の導入

〔要旨〕

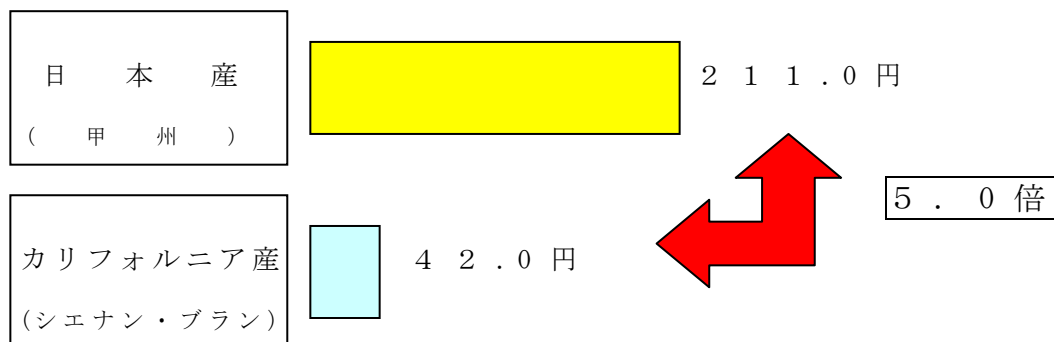
割高な国産果実を使用して製造したワインに対する酒税の軽減税率制度を導入されるよう要望します。

〔説明〕

- (1) ワイン醸造用の国産ぶどう価格は、外国のぶどう価格に比べ極めて割高となっており（別表）、国産ワイン業界は輸入ワインに対してコスト面で大きなハンディキャップを背負って競争するという状況にあり、ワイン製造者の経営の圧迫要因にもなっています。
- (2) 国産ワイン業界の発展のためには、廉価な国産原料の安定的確保が肝要であり、国産ワインの酒税の税率を低率にすることにより、結果として国産果実生産者の生産を奨励する必要があります。
- (3) 国産果実の生産奨励とワイナリーの国際的な競争条件を公平・適正なものにするため、割高な国産果実使用ワインに対する酒税の軽減税率制度を導入されるよう要望します。

（別表）ワインの原料用ぶどうの内外価格の比較

（平成 28 年産 1 kg 当たり）



要望 4 ワイン等の関税の撤廃に当たっての中小ワイナリーへの配慮

〔要旨〕

日本のワイン市場は輸入ワインが 7 割を占め、関税が即時撤廃された場合には中小ワイナリーの受けるダメージが大きいことから、ワイン等の関税撤廃に当たっては激変緩和のための配慮を要望します。

〔説明〕

日本のワイン市場では輸入ワインが 7 割を占めており、関税が即時撤廃されるような事態が生じた場合には、安価な輸入ワインが一時に増加し、ただでさえ苦しい経営を強いられている中小ワイナリーにとって大きなダメージとなります。

近年、国産ワインが内外に注目されるようになっており、各ワイナリーも日本ワインの醸造に力を注ぎ、設備投資や品質向上を図って経営体質の改善に努めている途上にあります。こうした時期に、中小ワイナリーの経営がゆらぐ事態を招くことは、日本のワイン市場の活性化にとっても大きなマイナスであります。

このため、ワイン等の関税撤廃に当たっては、激変緩和のための一定期間の猶予を設けていただきますよう強く要望します。

要望 5 流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度の導入

〔要旨〕

流通市場の酒類販売業者の所持する酒類について、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を導入されるよう要望します。

また、廃棄する場合、廃棄処理施設の発行する廃棄証明書により、酒税の還付が受けられる制度を導入されるよう要望します。

〔説明〕

- (1) 現在、流通市場にある酒類が被災した場合、それらに係る酒税は、その納税義務者である酒類製造者等を通じて被災者に還付する制度となっています。

しかし、流通段階における書類の整理が不十分なため、酒類製造者等が被災者に還付した税相当額について、国から還付を受けられないケースがあり、当該酒税相当額は酒類製造者等の負担となっています。また、被災酒類の酒税の還付に要する事務処理負担は大きいものがあります。

- (2) 流通市場にある酒類が変質し消費者に販売することが出来なくなった場合、流通業者が廃棄しても酒税の還付を受けられないため、酒類製造場へ返品し、酒類製造者が戻入れ控除を受け、流通業者へ酒税分を還付していますが、酒類を製造場に戻す事務処理と物流経費が大きな負担となっています。

(3) 流通市場にある季節を限定した酒類及び賞味期限を付した酒類を消費者に販売することができなくなった場合、流通市場から酒類製造場まで返品しても、最終的には廃棄しており返品のための物流経費が無駄になっています。

(4) そこで、流通市場にある酒類販売業者が所持する酒類が、被災した時に被災場所の所轄税務署長がその数量等を確認した場合及び変質や期限切れのため廃棄する時、所轄税務署長の確認を受けた場合は、手持品戻税制度の例に倣い、被災者又は廃棄する者である酒類販売業者に酒税を直接還付する制度を新設されるよう要望します。

また、酒類を廃棄する際、公害関連施設を完備した処理工場又は公的処理施設を活用した場合は、これらの廃棄処理工場の廃棄した証明書により、酒税の控除・還付が受けられる制度を新設されるよう要望します。

要望 6 制度の簡素合理化

〔要旨〕

酒税法を見直し、申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

〔説明〕

酒税法は、法の歴史も古く、酒類製造者に対し、申告、届出、承認、許可等の多くの義務規定を定めています。

これらの義務規定は、今日の酒税が移出課税で、かつ、申告納税制度であることを考えますと、存続させる必要性のない規定が多くあります。新しい時代に適合するよう酒税法の抜本的な見直しを行い、多くの要望事項の実現を図られるよう要望します。

例えば、

- ・ 課税済酒類の輸出還付制度の新設
- ・ 記帳義務の簡素化、記帳事項の省略